

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：電報の事業への電気通信事業法の適用の廃止

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☒廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

評価実施時期：令和7年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 電報の事業については、電気通信事業法において、当分の間、特例的に電気通信事業とみなされ、NTT東西（国内電報）及びKDDI（国際電報）に対して、事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更の許可等の規律が課されている。
- 本改正により、これらの許可等の規律が廃止された場合は、現行の電報の事業は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業に該当し、電気通信事業法の電報の事業に係る規律より緩やかな規律が課せられることとなるが、電報を国民生活における最低限の通信手段として全国あまねくその提供を確保する必要性が低下している現状を鑑みるに、電気通信事業法に基づく特別な規律を課す必要性も低下していることから、電気通信事業法による規制の廃止により顕在化する負担は見込まれない。また、電報の事業を電気通信事業とみなすことがなくなるため、新たなモニタリング費用が生じるものではなく、行政費用が発生することは見込まれない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・電報の事業について、当分の間、電気通信事業とみなす規定を削り、NTT東西（国内電報）及びKDDI（国際電報）に対して課されている事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更の許可等の規律を廃止する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・国内電報及び国際電報は、電子メール等が普及し、電報の利用目的が一般利用（緊急連絡）から慶弔利用中心に変化する中で、大幅に利用が減少し、収支が悪化している。

【国内電報】利用通数がピーク時（1963年）の9,461万通から96%減の377万通（2022年）となり、収支も2020年度に赤字に転落。

【国際電報】発着は1日1通程度（2023年度307通）で、市場が縮小傾向（直近25年で1/350の通数に減少）にあり、収支も悪化傾向（直近12年間赤字が継続）。

- ・こうした中で、電報の事業をNTT東西（国内電報）及びKDDI（国際電報）の独占とし、国民生活における最低限の手段としてあまねく全国における提供を確保する必要性は低下しており、その観点から設けられている電気通信事業法に基づく特別な規律（事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更の許可等）を課す必要性も低下している。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・電報の事業への電気通信事業法の適用を廃止する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・電報の事業への電気通信事業法の適用を廃止することにより、NTT東西（国内電報）及びKDDI（国際電報）は、電報の事業についてより柔軟な事業運営が可能となると見込まれるが、電報の事業への電気通信事業法の適用の廃止後に、NTT東西及びKDDIがどのように電報の事業を営むかは各企業の経営判断に委ねられるものであることから、電報の事業への電気通信事業法の適用の廃止の効果を定量化することは困難である。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・本改正により、これらの許可等の規律が廃止された場合、現行の電報の事業は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業に該当し、電気通信事業法の電報の事業に係る規律より緩やかな規律が課せられることとなるが、電報は、電子メール等の電報に代わる通信手段の普及によって大幅にその利用が減少しており、その利用目的もほとんどが慶弔用に限られるなど、国民生活における最低限の通信手段として全国あまねくその提供を確保する必要性が低下しており、電気通信事業法に基づく特別な規律（事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更の許可等）を課す必要性も低下していることから、電気通信事業法

による規制の廃止により顕在化する負担は見込まれない。

<行政費用>

- ・電報の事業を電気通信事業とみなすことがなくなるため、新たなモニタリング費用が生じるものではなく、行政費用が発生することは見込まれない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・国内電報について、代替手段の普及もあり利用が減少しているため、規制を見直してニーズを捉えた料金や提供条件を可能として、他の特定信書便事業者と同等の条件で機動的に提供したい。
- ・国際電報について、利用が激減し1日1通あるかないか程度で、かつての大口顧客であった官公庁もここ数年の利用実績はないため、廃止しても実質的な影響はないと考えており、事業の位置付けを見直すため規制を緩和してほしい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 公正競争ワーキンググループ 令和6年6月24日

<関連する会合の議事録の公表>

・https://www.soumu.go.jp/main_content/000972687.pdf

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・施行後3年を目途として改正法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。